

# パブリック・コメント制度で

市民のみなさん  
のお声を、お聴  
かせください。

## 募集期間

令和3年（2021年）  
10月11日（月）から  
11月9日（火）まで

パブリック・コメント制度は、  
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから  
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう  
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

## 2050年温室効果ガス排出実質ゼロ をめざして

## 気候変動の危機を認識し、情報を共有 し、地球温暖化防止に取り組みます

宝塚市では、

## 宝塚市気候非常事態宣言（案）

について、市民のみなさんからのご意見を  
募集しています。



（お問合せ先）  
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
宝塚市役所 環境部 環境室 地域エネルギー課  
Tel 0797-77-2361 Fax 0797-71-1159

## 宝塚市気候非常事態宣言（案）に対する意見募集について

### 1 宝塚市気候非常事態宣言（案）とは

気候非常事態宣言とは、国や自治体等が、気候変動が異常な状態であることを認め、これを緩和する行動が必要であることを宣言することによって、市民や事業者などの関心を高め、気候変動を緩和するための行動を加速させるものです。世界で同宣言を行った国や自治体等は2千近くにのぼり、国内においても、昨年に衆参院両院が宣言を採択した他、100を超える自治体、地方議会が宣言を行っています。

宝塚市気候非常事態宣言は、気候変動の危機的な状況を認識の上、責任ある世界市民の一員及び地方公共団体として、気候変動を緩和するために行動し、連携の輪を広げていくことを宣言するものです。

### 2 審議の経過

令和3年（2021年）2月に宝塚市環境審議会に諮問し、令和3年（2021年）8月までに、合計4回の審議が行われました。環境審議会及び計画策定委員会は、知識経験者、市内の公共的団体の代表者、公募による市民の委員及び計画策定のための臨時委員で構成され、委員名簿は別添のとおりです。

### 3 宝塚市気候非常事態宣言（案）のポイント

#### （1）前文

地球温暖化の進行と将来の懸念、脱炭素化に向けた動向、気候変動の危機的状況の認識を記し、2030年及び2050年の温室効果ガス削減目標を達成するためには、本市としては、環境都市宣言のもと培ってきた豊かな環境の将来世代への継承と持続可能な社会の実現に向けて、気候非常事態を宣言し、市民、事業者、行政が連携・協力し、行動していくこととしています。

#### （2）宣言事項及び結び

宣言事項は3つあり、まず気候変動の危機的な状況を深く認識し、広く共有すること、次に温室効果ガスを2030年にほぼ半減し、2050年までに実質ゼロを目指して全力で取り組むこと、最後に大人を含め次代を担う子どもたちに地球温暖化を考える学習・教育機会の十分な提供と温暖化防止への理解と実践を掲げています。そして結びとして、他の地方公共団体と「気候非常事態宣言」についての連携の輪を結び、行動を呼びかけることとしています。

#### 4 意見募集の目的

宝塚市気候非常事態宣言（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- (1) 宝塚市気候非常事態宣言（案）に対する意見募集
- (2) 別紙「意見提出用紙」
- (3) 宝塚市気候非常事態宣言（案）

#### 5 宝塚市気候非常事態宣言（案）の公表方法について

##### (1) 市のホームページ

トップページから「宝塚市気候非常事態宣言（案）」で検索するか、または、検索IDで、「1043339」を入力し検索してください。右の二次元コードからもご覧いただけます。



##### (2) 市の窓口

市役所 地域エネルギー課（1階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各公民館で公表しています。

#### 6 意見の募集期間

令和3年（2021年）10月11日（月）から11月9日（火）まで

#### 7 意見の提出方法

##### (1) 用紙への記入による提出

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入の上、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法によりご提出ください。

##### (2) 市ホームページからの提出

市ホームページのトップページから、「宝塚市気候非常事態宣言（案）」、または、検索IDで、「1043339」を入力したページから意見提出フォームにアクセスいただけます。右の二次元コードからもアクセス可能です。



#### 【注意事項】

- ・別の用紙で提出される場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべて明記してください。
- ・意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般又は特定部分）が分かるように記載してください。
- ・電話などによる口頭での意見提出はできません。

## 8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)「市役所 環境部 環境室 地域エネルギー課」

電話番号 0797-77-2361

ファクシミリ 0797-71-1159

電子メールアドレス m-takarazuka0272@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

(地域エネルギー課は市役所1階です。)

## 9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所地域エネルギー課（1階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各公民館で配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別回答はしませんのでご了承ください。

## 10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

## 宝塚市環境審議会 委員名簿

(区分・50音順、敬称略)

	区分	氏名	所属、役職名など
1	知識経験者	◎澤木 昌典	大阪大学大学院 工学研究科 教授
2	知識経験者	○梅宮 典子	大阪市立大学大学院 工学研究科 教授
3	知識経験者	遠藤 知二	神戸女学院大学 名誉教授
4	知識経験者	島 正之	兵庫医科大学 教授
5	知識経験者	島田 茂	甲南大学 名誉教授 横浜市立大学 名誉教授
6	知識経験者	栃本 大介	神戸女学院大学 非常勤講師 (公財)ひょうご環境創造協会
7	知識経験者	古川 彰	関西学院大学 社会学部 教授
8	市内の公共的 団体の代表者	足立 勲	環境都市宝塚推進市民会議 顧問
9	市内の公共的 団体の代表者	新谷 俊廣	宝塚商工会議所 専務理事
10	市内の公共的 団体の代表者	長榮 浩一	宝塚市自治会ネットワーク会議
11	市内の公共的 団体の代表者	光村 正生	宝塚市自治会連合会 副会長
12	公募による市民	牛川 和彦	市民公募委員
13	公募による市民	辻井 美潮	市民公募委員
14	公募による市民	戸川 進	市民公募委員
15	公募による市民	山本 剛郎	市民公募委員
16	臨時委員	鎌田 英樹	大阪ガス(株) 近畿圏部 兵庫地区副支配人兼兵庫地域共創 室長
17	臨時委員	川崎 雅弘	関西電力送配電(株) 兵庫支社 神戸電力本部 阪神配電営業 所 担当部長
18	臨時委員	喜多 康夫	温暖化防止教育を広める会
19	臨時委員	竹谷 輝男	兵庫県地球温暖化防止活動活動推進員 宝塚地区 代表

◎:会長 ○副会長